

## 1 計画の位置付け

本章は、自転車安全利用促進計画策定（改定）の必要性やその背景、目的・目標等を示します。計画そのものの説明を行う内容となり、本計画の軸となる部分です。

### (1) 背景

国・東京都における『自転車活用推進計画』の策定経緯、『国立市自転車安全利用促進計画（第Ⅰ期）』の策定経緯、道路交通法改定（自転車における「ながら運転」「酒気帯び運転」の罰則化等）といった社会情勢の変化による、計画改定（第Ⅱ期策定）の意義を示します。

### (2) 計画の目的

計画においては、自転車利用促進、放置自転車対策、自転車マナーの啓発活動等、具体的な施策を記していきますが、本項においては各施策の柱となる、具体的な目標を数値化し示します。

第Ⅰ期計画においては、『自転車通行環境整備済み道路延長【指標 1】』と、『自転車乗用中事故者数（第 1 当事者と第 2 当事者の合計）【指標 2】』を目標値としました。尚、第Ⅰ期の終期となる令和 7 年度において、指標 1 は目標値の達成、指標 2 は目標値の未達成が見込まれます。（※国立市自転車安全利用促進計画（第Ⅰ期）P.5 参照）

第Ⅱ期計画においては、目標未達成が見込まれる『自転車乗用中事故者数』の目標値をあらためて設定するものとします。

### (3) 計画期間

計画の第Ⅰ期、第Ⅱ期におけるそれぞれの計画期間を図示します。

### (4) 計画の位置付けと構成

国立市自転車安全利用促進計画の関連計画（国立市交通安全計画・国立市地域交通計画）や関連条例等を図示します。

## (2) (3) の掲載イメージ

### (2) 計画の目的

自転車は身近な移動手段として欠かせない存在になっていますが、自転車マナーや自転車乗用中事故が大きな問題となっています。本計画は、より多くの方が、正しい交通安全知識を持ち、快適かつ安全に自転車を利用し、生活を豊かにしていくことを目的としています。

自転車の安全利用を促進すること、自転車マナーを向上させることは、歩行者や自動車乗用者等の安全にも繋がります。このことから、自転車乗用中事故者数の減少を目指し目標値（指標）を設定します。

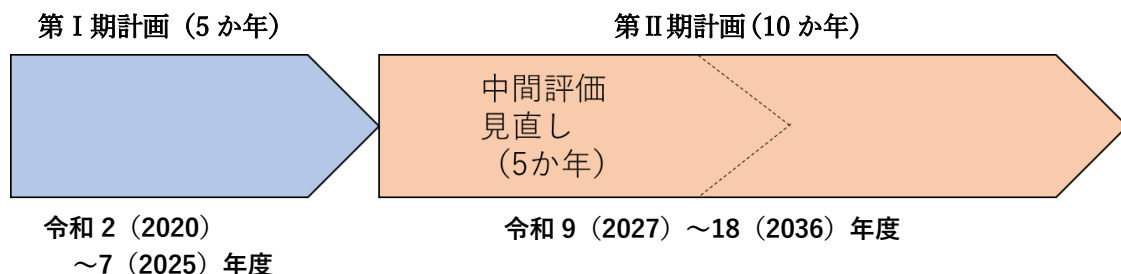
### ○指標 自転車乗用中事故者数

令和 2（2020）年から令和 6（2024）年の 5 年間で、自転車乗用中事故者数はほとんど横ばいとなっています。本計画における目標値としては、平成 27（2015）年から令和 6 年（2024）年の 10 年間の自転車乗用中事故者数の最低値以下になるよう 70 人以下とします。



### (3) 計画期間

第Ⅱ期計画期間は 10 か年とし、5 年後に中間評価と見直しを行うことで、自転車利用者を取り巻く環境変化に対応した施策を進めます。



#### (4) の掲載イメージ

#### (4) 計画の位置付けと構成

国立市自転車安全利用促進条例第3条「市長の責務」の規定に基づき、国・東京都などの関連計画と市の上位計画及び関連計画を踏まえ、自転車安全利用促進計画を推進するため具体的な施策を他の計画との整合性を図り、計画を位置付けます。さらに、関連計画である国立市自転車駐車場整備計画（平成27（2015）年3月策定）が計画期間終期を迎えたことから、自転車安全利用促進計画に自転車駐車場の整備や放置自転車対策に関する事項も加え、総合的な自転車計画として第Ⅱ期計画の策定を行います。

